

日野都市計画事業豊田南土地区画整理審議会

第 58 回審議会議事録

日野都市計画事業豊田南土地区画整理審議会

第58回審議会議事録

1. 召集通知の日 令和6年3月18日(月)
2. 開催の日 令和6年3月28日(木)
3. 開催場所 豊田南まちづくり事務所
4. 審議会委員の数 14名(所有者10名、借地権者1名、学識経験者3名)
5. 出席者数 25名

(審議会委員) 11名 吉井 玲子
社会福祉法人ねぐるみ会 一ノ瀬 浩一
西浦 定継
山口 省三
村野 弘幸
石井 吉弘
萩原 章介
主侍 信義
竹内 直佐
田口 麗
有竹 晴彦

(日野市) 8名 まちづくり部長 岡田 正和
区画整理課長 井上 泰芳
課長補佐(工事係長兼務) 大野 高宏
課長補佐(計画係長兼務) 山本 修平
補償係長 天野 克己
換地係長 岡澤 健一郎
換地係主任 矢光 亜紀子
換地係主事 野上 峻輔

(公益財団法人 東京都都市づくり公社) 6名
日野区画整理事務所長 若月 純子
換地課長(補償担当課長兼務) 木原 博史
移転工事課長 官川 雄一
換地係長 川嶋 輝之
換地担当係長 安瀬 英孝
換地係主事 笹生 朋宏

6. 会議の目的たる事項

- ・ 諮問第 115 号 仮換地の指定について
- ・ 諮問第 116 号 保留地の決定について
- ・ その他 ①区画整理だよりについて
②令和 5 年度および令和 6 年度予算について
③令和 5 年度および令和 6 年度工事について

7. 傍聴人 2 名

8. 配布資料 次第、座席表、職員名簿、諮問文の写し、仮換地指定調書、保留地調書、令和 5 年度および令和 6 年度予算の概要、区画整理だより、黒川踏切拡幅工事のお知らせ

【開会】 14 : 00

会長代理： それでは、定刻になりましたので、第58回豊田南土地区画整理審議会を行いたいと思います。皆様、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。内田会長は都合により欠席となりましたので、本日の審議の議事進行につきましては、会長代理の村野が務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。審議会の開催に先立ちまして、日野市まちづくり部岡田部長より挨拶があります。岡田部長、よろしくをお願いいたします。

岡田： はい。まちづくり部長の岡田でございます。いつも大変お世話になっております。本日、皆様にお諮りする案件ですけれども、まずは仮換地の指定と保留地の決定の諮問ということになっております。そして、令和 5 年度の事業の執行状況、また、令和 6 年度の予算及び予定している工事について説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。さて、令和 5 年度の事業ですけれども、建物移転を 7 棟、それから駅前広場の用地を確保するための整地工事及び交通の切替えを実施いたしました。また、本整備の時期が当分先になってしまう傷みの激しい現道の補修工事を一般会計予算のほうから実施をさせていただきました。権利者の皆様にはご理解・ご協力を賜り、感謝を申し上げます。そして、令和 6 年度の事業ですが、ちょうど先週の末に市議会が無事に終わりました、その中で予算案が承認されまして、令和 6 年度の当初予算額、豊田南地区については約 3 億 6,000 万円ということになっております。令和 5 年度に比べると 28.5%の減ということですが、これは建物移転の規模及び棟数の減に伴い補償費が減となったことによるものでございます。主な内容としましては、豊田駅南口駅前広場周辺街区などで 4 棟の建物移転、それから、豊田用水の水路安全対策工事などを予定しております。後ほど担当から説明をさせていただきます。昨年も「区画整理だより」を発

行してお知らせをしてきておりますが、日野市は税収が伸びない中で福祉や保育にかかる支出が増え続け、毎年同じ規模の事業を続けていくと保有する基金が枯渇する恐れが出てきたため、4年ほど前から財政の立て直しに向けて一時事業を停止したり事業量を縮小するなどの対応をしてきております。令和9年度までは緊縮予算とせざるを得ない状況であり、権利者の皆様には事業の目に見えた進捗がないなど、ご迷惑をおかけしておりますが、何とぞご理解いただきたく重ねてお願い申し上げます。それでは、ここでこの場をお借りしまして区画整理課の職員、1年ぶりの審議会になりますので、職員の紹介をさせていただきます。課長の井上です。

井上：井上です。よろしくお願いいたします。

岡田：課長補佐の山本です。

山本：山本です。よろしくお願いいたします。

岡田：同じく課長補佐の大野です。

大野：大野でございます。よろしくお願いいたします。

岡田：大野はここで異動になります。4月から別の部署となります。それから、補償係長の天野です。

天野：天野です。よろしくお願いいたします。

岡田：換地係長の岡澤です。

岡澤：岡澤です。よろしくお願いいたします。

岡田：主任の矢光です。

矢光：矢光です。よろしくお願いいたします。

岡田：主事の野上です。

野上：野上です。よろしくお願いいたします。

岡田：以上でございます。

銀理：それでは、続きまして、東京都都市づくり公社日野区画整理事務所若月所長より挨拶をお願いいたします。

若月：都市づくり公社でございます。日頃より事業執行にあたりましては、ご理解・ご協力賜り、本当にありがとうございます。今年度につきましても、事故なく移転それから工事が完了しましたのも皆様のご協力があったることと感謝申し上げます。来年度につきましても、安全管理に努めながら鋭意進めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

銀理：はい。ありがとうございました。それでは、もう一度申し上げますが、第58回豊田南土地区画整理審議会をこれより開催いたします。議事の進め方につきましては、お手元でございます次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日は、内田会長、野尻委員から欠席の連絡をいただいております。

ます。また、現在2名、主待委員と松本委員がお見えになっていませんが、合計10名ということで進めさせていただきます。土地区画整理法第62条第3項の規程により、本審議会は成立いたします。なお、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、委員の皆様、傍聴人の皆様、よろしく願いいたします。議事録署名は、石井委員と萩原委員をお願いしております。よろしく願いいたします。また、議事の書記は、事務局の矢光主任と野上主事をお願いいたします。それでは、審議を始めさせていただきます。本日開催の趣旨については、事務局より説明をお願いいたします。事務局、お願いいたします。

山本：事務局でございます。まず、委員さんの手元にお配りしている資料を確認させていただきます。A4の紙で次第がございます。それから、本日の座席表がございます。続きまして、職員名簿をご用意しております。本日の諮問の諮問文でございます。右上に諮問第115号と書いてあるものを1枚、それから、右上に諮問第116号と書いてあるものが1枚。続きまして、「JR中央線・黒川踏切 歩行空間確保のための拡幅工事のお知らせ」というチラシがございます。また、「区画整理事業特別会計予算の概要」というペーパーが1枚ございます。続きまして、A3のものでございます。A3のものは3点ございます。まず「仮換地指定調書」これは最後回収をさせていただきます。続きまして「保留地調書」がございます。続きまして「豊田南区画整理だより」をご用意しております。以上、不足するものがありましたら、近くの職員にお声がけしていただければと思います。資料についてはよろしいでしょうか。それでは、本日につきましては、これらの資料を基にしまして、まず議題としまして諮問が2件ございます。仮換地の指定についてと保留地の決定について、この2件につきまして諮問ということで議題とさせていただいております。その他事項としまして3件、区画整理だよりについて、それから、令和5年度及び6年度の予算それから工事について、これを報告させていただきたいと思っております。本日の趣旨説明は以上でございます。

(14:07 主待委員入室)

銀理：ありがとうございました。それでは、初めに本日の審議の手順について説明いたします。先に諮問第115号「仮換地の指定について」の諮問文の朗読を行い、諮問内容の説明及び審議が終わりましたら採決を行います。個人情報に関わりますので、諮問内容の説明及び審議中は、傍聴人の方は退席していただき、市役所の車でお待ちいただけます。諮問内容の審議が終わりましたら、傍聴人に入室していただけます。続いて、諮問第116号「保留地の決定について」の審議に先立ち、市役所の車に乗車いただき、現地視察を行います。まちづくり事務局に戻ってから諮問文の朗読を行い、諮問内容の説明及び審議が終わりましたら採決を行います。それでは、諮問第115号の審議に入ります。事務局より諮問文の朗読をお願いします。

ですか。

銀代：事務局、お願いします。

岡澤：はい。金銭的負担というのは最終的に区画整理では清算金ということでご負担をいただくことになります。事業が全て完了した後に清算指数というものを算出しまして、清算単価、清算指数1個あたりいくらの単価で清算金を算出するかというものを、全て事業が完了した後にその時点の土地の地価であったり路線価であったり、そういったものを参酌して設定して、最終的には清算金がいくらですというふうにさせていただくものになります。この土地に関しての清算金ということに関しましては、小宅地の減歩緩和ということで、ほかの方々、大小いろいろな土地がある中で減歩をいただくというのが通常なんですけれども、この小宅地の減歩緩和を受けている方たちというのは減歩をいただかないと。これ以上減歩をしてしまうと1宅地として成立しないため減歩を緩和するということになってございますが、その分、清算金は徴収、いただくという形になる場合が多いです。以上になります。

■：■です。この■のところなんですけど、これは商業地域に入りますか。商業というか。

銀代：これは事務局どうですか。

山本：この■とも商業地域でございます。用途地域が商業地域、建蔽率が80%、容積率500%ということになっております。また、地区計画の中で商業誘導していただくということで、建物の最低高さの制限を10m以上とさせていただいております。おおむね3、4階建て以上の建物を建てていただかないといけない。その上で1階部分を店舗、事務所等、住居でないものにしていただくという形で指定をさせていただいております。以上でございます。

有竹：そうすると奥行きも間口もかなり狭いので、のっぽビルになっちゃう。これでいいのかなと思うんだけど。まあしょうがないけどね。

山本：事務局でございます。このエリアにつきましては、86街区、87街区、88街区、それぞれ商業地域で敷地面積が大きいという現状がありましたので、過去これまでも共同化について権利者の皆様にお声がけをさせていただいて進めてきておりました。その中では、86街区については今、旭化成不動産レジデンスのアトラス豊田が建っております。そこは、複数の権利者さんに共同化をしていただいた例となります。一方で、この■街区については、敷地規模の大きな方もいらっしゃいますので、■ということになっております。したがって、今回の■含めて、■■というように形で、おおむね意向を伺っているような状況でございます。恐らく、今回の■の方も■、あるいは■

■■■■とといったような、そういったような個々の恐らく思いがあるのではないかなと思っておりますので、このまま仮換地指定をしていくというような形になるかなと考えております。以上でございます。

会代理：ほかにありますか。

■■■：ちょっと私、1つ聞いていいですか。この今の区画整理のあれではないんですけど、■■■街区仮換地明細図のこの■■■■に■■■が切っておりますよね。この細長いのは土地なんですかね。土地だと思うんですが、お願いします。

岡澤：仮換地明細図の■■■■の■■■ところですね。この筆に関しましては、周りの土地を所有されている方と一体的な土地というふうに考えておきまして、実際、■■■■がお持ちの土地がこの一帯に固まっているというような状況でございます。この仮換地につきましても従前一体評価をしておきまして、仮換地の明細図上はこう筆が分かれているんですが、基本的には一体的に使っていただく土地というふうに設定しております。

井上：重ね図を見たほうが分かりやすい。1枚前の仮換地重ね図を見ると。従前の土地がどこかと。その土地が真上のところに一体で使っているんです。

■■■：■■■■、どうするのかな。

井上：そこに筆が切られてその土地がありますので、今この所有者さんが一体で使っている土地ということで。

岡澤：もともとこの■■■とこの筆の土地一体で、■■■であるとか■■■であるとかというのを一体的に使っていて、これが■■■であるとか■■■と一体で使える土地というふうに換地を設定すると。通常、合併換地という形で筆が切れていないふうな形で図面を作っている場合も多い。ちょっとこの場合は権利の変動があったのかということと筆も分かれたようになっている。まあ一体的な土地と見なしていただいてもほとんど差し支えないものになっております。

■■■：筆が違ったからそういうふうに分けたという、そういう感じ。

岡田：そうです。もともと違う筆だから、便宜上と言ったら変ですけども。

■■■：これは保留地になるなんていうことはあり得ないわけね。単純に普通に思っちゃいましたので。すみません、続けて申し訳ないけど、その隣のところにやはり■■■の■■■■の。■■■■にありますけど、これはどうですか。引き続きで申し訳ないけど。やはり同じようなことですかね。

岡澤：そうですね。この明細図で見ていただくと、地番を切っているので対象が分かれています。この■■■の■■■筆というのも、もともとがこの土地の換地。■■■と■■■と■■■、ちょっと今回の諮問の対象の画地とは違いますけど、一体で使われている土地について、それぞれの地番に対応する分の仮換地というのをこういう形状で切らせていただいているというような形になります。

■：使い方を間違っちゃったら変なことになりますよね、単純に考えて。すみません。

会代理：ほかにご意見。

■：先ほどの清算金の件です。計算方法としては、全部終わった時点で指数になって、それを本来であればここは減歩されるべきなんだけど、その減歩の分にその指数を掛けた額を清算金としてお支払いになると。そういうことですか。

岡澤：清算金の計算方法につきましては、まず従前の土地の評価点数を算出します。従前の土地の、今の■の通りの路線価というのを事業開始当初に決めさせていただいておまして、その路線価、掛ける、従前の土地の基準地積、それがおおむねその従前の土地の評価点数になりますので、それに対して換地の評価点数というのも新しくできた■側の大きな道路、■の画地でしたら■側の■mの道路に接道する画地になりますけれども、この■側の大きな■mの道路の路線価に対して仮換地の地積、これを掛け算したものが仮換地の評価指数になります。こう比べてみると、従前の■の通りよりも■m道路のほうが路線価が高くなる。路線価というのは区画整理で設定した路線価ですので、一般的な固定資産税路線価ですとか相続税路線価、ちょっとそれとは違うようなものなんですけれども、従前に比べてみればやはり従後のほうが良くなる。ここにその評価指数の差が生まれるわけです。この評価指数の差を本来であれば減歩で相殺するというものになっているんですけれども、先ほど来説明しているとおりの、小宅地ということで、これ以上減歩を取っちゃうと家が建たない。そういった土地については減歩を取らないことにしていますので、その指数の差が生まれた分が最終的に清算指数になりますので、その清算指数の1点あたりいくらにするかということ、換地処分の事業が全部完了した段階で決めて、それで清算というようなことになります。

■：そこの所有者の人はそういうことを理解して同意をしてというか、それで支払いますよと。後で支払い能力もあるのかもしれないけど、そういうことで了解しているわけですね。

岡澤：区画整理と清算金ということで切っても切れないものということで、換地の設計を発表させていただいたり説明会をさせていただいたり、いろいろなタイミングで、あなたの土地はどういう形状になりますといった説明の場は設けさせていただいた上でここまで事業が進んできているところなんですけれども、やはり代が替わったり売買があったりとか、そういうことでいろいろなタイミングで、知らないよ、聞いていないよということが起こってしまうということがよくある話ではございます。その辺も、仮換地を指定する際ですとか、移ってもらう、そのタイミングで一応説明を差し上げて、完了まではそういった清算金のことであるとか減歩のことであるとかということ、適宜必要なタイミングで権利者の皆様には周知差し上げて、なるべく換地処分の最後のときにいろいろ問題が起こらないよう

にということはお努めていきたいなどは考えております。以上でございます。

■：はい、分かりました。

会代理：よろしいですかね。それでは、よろしいですか、意見。ほかになれば採決に移りたいと思いますが、意見どうでしょうか。異議ないでしょうかね。

■：ちょっと1点だけ、いいですか。この■街区というのは、基本的にこれは開発、その地域に指定されているのかどうなのか。将来的にここがビルになるのかどうなのかという、このところをはっきりしていただきたいと思いますが、ちょっとここが理解できないんで、このまま家がどんどん建っちゃうんじゃなくて、ビルの計画があるかどうかということをおちょっと聞きたいんですよ。そうすると1軒1軒のあれが変わってきちゃうからね。その点ちょっとはっきりさせていただきたい。

井上：過去、審議会においても説明はさせていただいたんですけど、要は駅前にふさわしい土地利用ということで、先ほど山本課長補佐が言ったように、用途が商業で地区計画が店舗をつくれということで、かなり土地利用の制限が加わっていますので、この狭小宅地をそのまま有効に使うためにはどうしたらいいのかということで、平成20年ぐらいからずっと街区ごとの共同化とか、隣り合った共同化とか、そういった勉強会を個別でさせていただきました。将来生活再建するための概々算の補償費も提示させていただきながら、先ほど言った3階、4階の建物を建てるにはどのくらい投資が必要かなどいろいろな勉強会をさせていただいた中で、個々の判断の中で、■するということですので、この■街区については■、そういった建物を建てるということで土地利用を図っていくということで今確認はしております。

山本：恐らく、その中で■建物を建てるとなると、やはり最低高さというのが決まっていますので、10m以上の高さの建物にしないといけませんので、それからすると通常の戸建て住宅が建つわけではなくて、1階部分に店舗が入って、3、4階以上のマンションスタイルだとかというような、ある程度のビルみたいな形のイメージの建物ができるというふうに想定はしています。以上です。

会代理：よろしいでしょうか。傍聴人の方に入ってくださいますので、お願いいたします。

(傍聴人入室)

会代理：それでは、採決を行います。諮問第115号「仮換地の指定について」原案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会代理：ありがとうございました。異議なしということでありまして、諮問第115号については原案のとおり決定いたします。それでは、原文の朗読をいたしますので、岡

田部長、前のほうにお願いいたします。「答申第 115 号 令和 6 年 3 月 28 日 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦様 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理審議会 会長 内田俊夫 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業の仮換地の指定について（答申） 令和 6 年 3 月 28 日付 諮問第 115 号をもって意見を求められた件については、審議の結果、原案どおり異議ありません。」以上です。

岡田：ありがとうございます。

会代：それでは、115 号が終わりましたので、これより 116 号になります。現地視察を行います。現状確認のみとし、審議はまちづくり事務所に戻ってから意見をいただきますので、よろしくをお願いいたします。視察は市役所の車で移動しますので、よろしくをお願いいたします。それでは、お願いいたします。

野上：市役所の車をつけますので、委員の皆様、順次お乗りいただければと思います。保留地の調書をお持ちいただくと分かりやすいかと思います。

（現地視察）

会代：どうも現地視察、お疲れさまでございました。それでは、諮問第 116 号の審議に入ります。事務局より諮問文の朗読をお願いいたします。事務局、お願いします。

岡田：「諮問第 116 号 令和 6 年 3 月 28 日 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理審議会様 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業の保留地の決定について（諮問） このことについて、土地地区画整理法第 96 条第 2 項の規定により、別添の調書及び図面のとおり保留地を定めたいので、同法同条第 3 項の規定に基づき貴会の意見を求めます。」よろしくをお願いいたします。

会代：それでは、諮問第 116 号「保留地の決定について」の説明を事務局よりお願いいたします。

岡澤：はい。諮問第 116 号「保留地の決定について」説明をさせていただきます。先ほど現地にお持ちいただいた委員の方もおられたと思いますが、保留地調書、A3 横長の調書をご覧ください。1 枚めくっていただきますと、保留地諮問位置図になっております。緑色がまだ諮問されていない保留地、オレンジ色が諮問済みの保留地、赤色が処分済みの保留地となっております。今回の諮問箇所についてはピンクの色が着色されていて、①番と旗揚げがある、先ほど見に行っていた画地でございます。また 1 枚めくっていただきますと、保留地の明細図になっております。土地の位置、形、面積、周り間等が入っております。先ほど現地では見ていただいたかと思うんですけれども、まだ整地工事等行われていない場所ですが、令和 6 年 4 月以降、排水測溝を並べたり整地をしたりということで、令和 6 年度の予算として処分ができるように保留地の公売をしていくというような予定になっ

てございます。また1枚めくっていただきますと、表になっております。番号が①番、街区番号が152、保留地の番号が保留地(1)、地積が約187㎡、摘要としまして令和6年度整備をしまして公売をしていくという予定になってございます。説明は以上になります。

会代理：ありがとうございました。それでは審議を行います。意見や質問のある委員はお願いいたします。先ほど現地を見ていただいたので、格好と図面とを突き合わせていただいたと思うんですが、何か意見、質問ございますでしょうか。

■：いいですか。これは、処分というか公売はいつ頃の予定ですか。

会代理：事務局、お願いいたします。

山本：事務局でございます。予定では7月に処分といたしますか売却の広告を始めますので、7月1日号の広報ひのに載せた上で売却の準備に入っていく形になります。早ければ秋ぐらいまでに売却ができれば一番いいかなと思っております。以上でございます。

会代理：ありがとうございました。

■：早めに売って予算をつくっていただきたいと思います。

会代理：ほかに何か意見・質問はございますでしょうか。

■：審議委員の■です。図面を見てもかなり面積が大きいと思いますけど、大きいからって高いわけじゃないよね。なかなか売りにくいというか、その点のことはどうなんでしょうね。売りやすい面積と、売れなかったらどうしようかというのがある。

山本：事務局でございます。確かにここのエリア、大体145㎡、150㎡ぐらい、45坪ぐらいの宅地が多いところだと思います。一般的な住宅を買われる方は多分総額4,000万、5,000万ぐらいというところで抑えていくのが多分通常ですので、その価格帯になるようにちょっと調整はしたいと思っています。ただ、1㎡あたりの単価を下げるわけにはいきませんので、必要に応じて一部分割するというのも含めて売りやすさを調整していきたいと思っています。場合によっては、例えば150㎡ぐらいで切って、残りの部分を隣の方が買う意向があるかどうかとか、そういうのも1つ選択肢かなと思っておりますので、早期にいい形で、今非常に不動産市況はいい状況ですので、価格のいいタイミングで早期に売却はしていきたいと思っています。以上でございます。

■：一部分割案という手もあるんですね。おもしろいですね。

会代理：ほかにご意見・質問等ありますでしょうか。よろしいですかね。それでは、質問・意見等がもうないかなと思いますので、採決をしたいと思っております。諮問第116号「保留地の決定について」は原案どおりでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会代理：異議なしの声をいただきましたので、諮問第 116 号については、原案のとおり決定いたします。それでは、答申文を朗読いたしますので、岡田部長、前のほうにお願いいたします。読み上げます。「答申第 116 号 令和 6 年 3 月 28 日 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦様 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理審議会 会長 内田俊夫 日野都市計画事業豊田南土地地区画整理事業の保留地の決定について（答申） 令和 6 年 3 月 28 日付 諮問第 116 号をもって同意を求められた件については、審議の結果、原案のとおり同意いたします。」以上です。

岡田：ありがとうございます。

会代理：以上で審議は終わりました、次に、その他（1）の「区画整理だより」についてお話しいたします。説明は事務局よりお願いいたします。区画整理課山本補佐、お願いいたします。

山本：事務局でございます。区画整理課山本からご説明させていただきます。使いますのは、A3 横置きカラー刷りでご用意しております「区画整理だより」をお手元にご用意ください。この 3 月にこの区画整理だよりを発行させていただきます。例年 1 回ずつぐらいい発行させていただいております。昨年度、令和 5 年の 3 月にも同じような形で発行させていただいております。1 ページ表面のところに書かせていただいておりますけれども、昨年 3 月に発行した区画整理だよりにおいても、財政再建期間である令和 9 年度までの区画整理事業の進め方として、財政への影響を最小限に抑えるために事業を絞り込んで実施していましたがところを前回にご報告させていただいております。当面令和 9 年度、財政再建期間中については、同じような形になると思います。したがって、財政とのバランスを取りながら区画整理を進めるということをお示しを今回のたよりでも皆様にお知らせをしたいと思います。その上で、左側中段の部分ですけれども、皆様からいただいた声、道路・下水道を早く整備してほしい、事業を早期に完了させてほしいといったようなご意見をいただいております。また、整備を始めているエリアがいくつかあるんですけども、そこでは中断することがないようにということで、説明会などをするとそういったお声もいただいているところですので、財政に与える影響とバランスを取りながら事業を着実に進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。裏面をお開きください。裏面の図面は令和 9 年度までの財政再建期間中における重点整備事業として青い点線で書かれてあるところ、この部分を重点的に整備していきますということをお示しさせていただいているもの。令和 6 年度の主な事業個所ということで赤い点線で囲ってあるところ、この部分を進めていきますということをお示しした図面です。先ほど諮問の中でご説明させていただいた、豊田駅の駅前広場の東側の街区、この部分について移転整備を今

年度も継続をしていきたいと思っております。また、豊田小学校から少し西側に来たところ、豊田下地区センターのところですが、この部分で用水路の蓋がかかっている状態、整備が途中の状態になっているところがあり、車両のすれ違いができないとか歩行者の歩く空間が少ないといったところのご意見を長くいただいております。ここの部分で最小限ではありますけれども、安全対策工事を行うということで考えております。その部分、この大きな2点について、今回のたよりでお知らせをさせていただきたいと考えております。なお、この黄色く着色している部分、これが令和元年度に発表した5か年計画の中で整備対象予定ということで掲げさせていただいたものの、財政非常事態宣言を受けて中断しているところになります。この部分につきましては、表面の右側の上の部分に書かせていただいておりますが、令和10年度以降の事業の進め方ということの中に「なお」ということで、裏面の図面で黄色に着色した部分については事業を中断しておりますけれども、過去の整備計画の対象であったということで、事業実施時期については検討を進めているといったところをご説明させていただいております。事業完了に向けて、財政再建期間が明けてから令和10年度以降事業を着実に進めるための準備を、今まさに進めているところです。財政状況も踏まえて、収入・支出のバランスを取りながら事業手順を考えていきたいと思っておりますので、令和8年度頃にお知らせすることを目標に順次作業を進めておりますので、いましばらくお待ちいただければと思います。今回の区画整理だよりでは令和6年度の事業箇所を中心にご説明させていただいております。右下のところの写真ですけれども、令和5年度整備箇所ということで、移転していただいたお地蔵さんの周辺のところを写真で載せさせていただいております。交通の切替え、整地、あるいは移転にご協力いただいたというところのエリアで代表して、こちらを掲載させていただいております。たよりについてはこういった形で発送を順次進めております。3月、4月、切り替わるタイミングでおそらくお手元に郵便で届くかと思っておりますので、ご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

会代理：ありがとうございました。今、これ、発表があった豊田南区画整備だよりですね。3月に出てくるということで、おおむね今見て何かご意見等ございますでしょうか。質問等も受け付けますので。

■：1つ、私のほうからいいですか。先ほど説明しました下地区センターを今年度やるというんですけど、大体何月頃からやるというのは予定がありますでしょうか。

大野：事務局でございます。やはり水路をいじる関係で、渇水期、11月から3月ぐらいの間。ちょっと夏場は水量が多いので、なかなか工事がしづらいので、渇水期に実施する予定でございます。以上でございます。

■：分かりました。ありがとうございました。

会代：ほかに何かご意見ありますでしょうか。大丈夫ですかね。何かありますか。裏も表も見ながら。

■：下地区センターの前については安全対策のみのなの？

大野：事務局でございます。今現在、いわゆるボトルネックという車両のすれ違いができないような状態になっておりますので、車道を若干広げて通行空間を増やすと。あと、民地側に歩道というか歩行者の通路があるんですけども、そちらも 1m 程度の幅員しかございませんので、あそこの現場をご覧になると防護用のフェンスと、あと置きガードレールといって移動できるガードレールなんですけれども、あれが置いてあるんですけども、その置きガードレールを少し位置を調整しまして歩行者の空間も広げるというところで今検討しているところでございます。以上でございます。

■：ということは、橋はできないということ？

大野：今現在、厳密に言うと旧の橋が架かっていまして、その橋が架かっていて、開口部というんですかね、開渠部の部分があるんですけども、そこに蓋をかけるような形で、厳密に言うとボックスカルバートを据えるんですけども、蓋をかけるような形で車道を広げるというふうな形で計画してございます。以上でございます。

■：下地区センターの真ん前には鉄の棒が立っていて、おまけに電柱も立っていて、おまけに 30cm ぐらいの段差があるんだよね。おまけに雑草というか木もあって、あの辺の段差は解消できるんですか。

大野：今回の暫定整備につきましては、あくまでもその水路部分の狭窄の部分、その通行空間を広げるということでございますので、地区センターのほうまではちょっと手が回らないと。あくまでも水路の蓋かけをするというところで考えてございます。以上でございます。

■：寂しいな。じゃあいくらその整備にかけるんだ。だって、簡単に言えば、現状変えませんか。鉄の棒、そのところは舗装はするの？

大野：そうですね。車両が通るところは舗装かけます。

■：といっても、舗装をもししたとしても、30cm を埋めたとしても、1m。電柱があるからな。

大野：電柱、ございますね。

■：これもこっち側だけ。すれ違いはほとんどできないな。

大野：すみません、後ほど工事の中でもまた詳しく説明させていただきますので、はい。

■：今写真に出ている、どけられるやつを動かすと。

大野：ご質問に出て触れましたので、この水路の整備に関しましては、先んじてご説明させていただきます。大体、位置はお分かりになりますね。これ、東側から西に向

かって見ているところなんですけれども、上流から道路の北側をずっと水路が来ておまして、ここでこっちに横断しているんですね、橋が架かって。これを横断して、さらにこの下流側は整備してまた北側に行っていますので、ここだけ一回南に来て、また暗渠で北側に行っているような形になっています。それで、ここは従前の水路の形になっておまして、ここが開渠になっておまして、さらには置きガードレールが置いてある。一番狭いのがやはりこのあたりなんです。このあたりが 4m 程度しかございませんので、大体車が両側から来ますと、この辺で一旦お待ちいただいて、通り過ぎてから通過するような状態になっているものを、この部分、一部いわゆる橋架け、ボックスカルバートなんですけれども、橋架けをして、ここを 1m 程度こちらに広げる。ですので、5m 程度の車道になると。こちら側の歩行者用通路につきましては、ここに置きガードレールが置いてあって、スクリーンの清掃なんかするときの作業ヤードっぽくなっているんですけれども、ここを少し狭めて、歩行者の通路が今 1m 程度なんですけれども、これを 1.5m 程度に広げるというところで、歩行者のすれ違いも、車も 5m で十分とはなかなか言えないんですけれども、それ以上蓋かけをしてしまいますと、水路の管理ができなくなってしまうので、やはりここはこちらが暗渠になっていますので、ここにスクリーンをつけてあって、そのスクリーンの管理を開渠の部分でしていかなきゃいけませんので、最大限蓋をかけて 1m 程度車道を広げるというような工事を考えております。暫定的にやれるところをやらせていただきます。

■：今その棒の先にちょうど電柱が見えているでしょう。そこいらまでをうまく、その電柱の下のところは普通のアスファルトよりも 30cm ぐらい下がっているんです。

大野：そうですね。こっちのほうが少し斜面になって低いですね。

■：その電柱と今右側の。

大野：歩行者通路？

■：違う、歩行者じゃなくて普通の車が通るところ、そこは電柱までアスファルトを広げないことには車は通れない。

大野：そうですね。全体的に広げられればいいんですけれども、今回に関しましては、この開渠の部分、この路線の中で一番狭い部分でして、ここだけを最低限広げるというような暫定整備を考えてございます。なかなかちょっと全体的に整備できればいいんですけれども、今回に限ってはあくまでも狭窄部分の暫定整備というところになってございます。

■：いいですかね。地元だからあれだけ、この置きガードのこちらのところ 1.5m ぐらいの歩道ですけど、あそこ通学路ですよ。雨降るとぐちゃぐちゃなんだよね。あそここのところでも舗装か何かできないかね。今、砂利のままなんだよね。

大野：この先ですよ。

■：そうです。

大野：地区センターの前の。今回この中ではなかなか難しい。ちょっとご要望として承るような形で。

■：砂利で、雨降ったらぐちゃぐちゃだよ。あと、主待さんが言ったように、舗装と電柱の間がだらだらと。

大野：そうですね。延びちゃっていますので。そのあたりもここを整備した段階でというところにはなっています。

■：置きガードのこのところは、仮舗装ぐらいはできるんじゃないか。

大野：ここを動かしたところはやります。

■：せめてそこはね。もうちょっと延長を希望として出したいね。何しろ矢崎のほうから来る通学路、ここを皆さん通っていますからね。ほかにないんだよ。豊田小学校に行くのは1本しかないんだよ。あとは裏道を通るかですけど。

大野：3・3・2に出ちゃうんですね。

■：3・3・2に出ちゃうわけですから。3・3・2も結構通っていますんで。

大野：そうですね。夕方の時間帯は、お子さん結構ここ通りますんで、それは把握しているつもりではあるんですけども。

■：知っていると思いますけど。少し延長して。下地区センターの前は砂利道路でぐちゃぐちゃなんだよね。

大野：予算の都合もありますけど、やれるだけはちょっと頑張って設計したいと思いますけれども。

■：早く保留地売ってくださいよ。

■：それに伴って電柱の先の「しまむら」から出てくる十字路がありますよね。あそこ段差があって、車で行くとどーんと跳ねるんだよね。それも一緒に何とかしてもらいたいよね。

大野：そうですね。それもご要望として。

■：要望は聞いておいてくださいよ。頭の中に入れておいてくださいよ。ぜひ頭の中じゃなくて実行も。

■：どうもあそこへ行くと車がどーんといっちゃってさ。

■：現状、ここは何しろ待機所になっていますからね。地元の方は分かるからちゃんと止まるんだけど。黄色の部分を早く施行してくださいよ。お願いします。

銀代理：ほかに意見ありますか。どうですかね。

■：前回も聞いたけど、若宮のところの公園予定地ありますよね。そこ、確認していると思うんですけど、竹がかなり暴れているというか。

大野：こっちのほうですか。

■：そうそう。西側。

大野：そうですね。この辺竹多いですね。

■：大分よその土地に入っちゃっているような感じなので、なるべく退治しないといけない。

大野：それもご要望として承ります。

会代理：とりあえずはいいかな。区画整理だよりの件は、質問等はこれで打ち切らせていただきます。その次に行きます。その他(2)の「令和5年度及び令和6年度予算について」をお願いします。事務局、説明をお願いいたします。

山本：事務局でございます。令和6年度土地区画整理事業特別会計予算の概要というシートがございます。この紙をご用意ください。令和6年度につきましては、市施行4地区、組合施行を含めまして、市の予算として計上しておりますのが24億4,900万円ということでございます。これは、令和5年度から比べると3億6,800万円増えるというような形で17%増えるという形でございます。今回、豊田南土地区画整理事業の区域については3億5,900万円ということで、令和5年度からすると1億4,000万円ほど減っているという状況でございます。これの主な要因としては、令和5年度に規模の大きな建物の移転を含めて7棟の移転にご協力いただいたということで、昨年度の金額が大きかったというところから、今回4棟の建物ということでございますので、その部分で減っているという状況でございます。市施行4地区全体のバランスを見ながら事業工程を組んで今回の金額にさせていただいております。各年度で事業金額が少しずつ増減は出てきますけれども、重点整備事業、特に豊田南地区については駅前部分の移転整備に向けて、それぞれの年度に必要な予算を計上していく予定でございますので、少し金額の増減についてはそういった形でお含みおきいただければと思います。今回この事業費で申し上げますと、一番下の欄でございますけれども、令和5年度末、この時点での事業費ベースの進捗率が大体76.8%でございます。今回令和6年度、全て事業を執行することによって進捗率が77.6%になるということで、0.8%の年間進捗でございます。財政非常事態宣言以降、令和3年度から令和5年度の平均の進捗率が0.8%でございますので、同じような状況で継続しているというところ。このあたりなかなか事業が目に見えて進まないといったところの実感も、そういった感覚と多分同じような感覚になってしまいますけれども、ご容赦いただければと思います。引き続き年度予算をしっかりと執行して事業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

会代理：はい。ただいまの予算についてですけれども、質問等ございますでしょうか。予算が少ないので、出てくるんじゃないですかね。

■：私のほうからちょっといいですか。日野市の予算総額は分かったんですが、日野市で4件ですかね、区画整理事業が今進んでいると思うんですが、これ豊田南地区は

上位ではないような気がしますけれども、減っているんですから。進捗は分かったんですが、今どの辺の位置づけなんですかね。西平山は大分進んでいるような気がしますけれども。

山本：事務局でございます。各地区の今年度の予算を申し上げます。先ほどお話のあった西平山地区については10億5,100万円でございます。次に多いところが東町地区です。東町地区については4億4,500万円です。その次に多いのが豊田南地区でして3億5,900万円。最後というところちょっと失礼な言い方ですけども、万願寺第二地区については1億9,800万円ということでございます。そのほかに、組合施行への助成金として4,000万円別枠で用意をしているというところで、区画整理事業に直接関わる費用などについては合計その金額でございます。そのほか、過去の市債、まあ借金ですね。借金の返済等に、例えば2億5,000万円払うといったようなところで、合計した金額が先ほどの24億4,900万円という形になってございます。以上でございます。

銀煙：ほかに何か予算的なことでありますでしょうかね。

■：すみません、■です。財政再建はいつまでやるの？

山本：今の計画では、令和9年度までを財政再建期間としております。

■：それを過ぎれば普通に戻るんですかね。

山本：令和10年度以降に、事業完了に向けていろいろ動きをしないといけない。しっかりと事業を進めていくということが大事だと思っております、それに向けて準備は進めております。ただ、今の財政状況が、数年ですごく好転するというようなところは、今の状況からすると厳しいのかなと思っております。なので、令和10年以降、事業を終わらせるためにいろいろな事業を着実に進めていくんですけども、その中でもやはり財政とのバランスというのは非常に大事になってきますので、10年以降、ぐっと予算を増やしてぐっと進められるというところまでは、まだちょっと確証は得ておりません。以上でございます。

■：よろしいですか。この豊田南地区の進捗状況を見ると80%ぐらいですよ。それですけど、全体の南地区のこれが完了するのは、今の見通しだとどのぐらいなんですか。大ざっぱで結構ですが。

山本：非常に難しい質問でございます。確かに進捗率、数字上はその値が出ておりますけれども、あくまでこれは事業費ベースですので、事業費ベースのものと、先ほどご覧いただいた仮換地の指定ベースのところでは少し差があるのではないかなという感覚もちょっと見受けまして、事業費につきましても、結果としてですけども、近年物価上昇といいますか、人件費あるいは建設資材費の高騰というところがあるので、全般的に事業費自体も増えざるを得ない、増やさざるを得ないといったような、そういうような社会情勢かなと思っております。そこで、もし例え

ばですけど、事業費の総額が増えてしまった場合、逆に言うと今の事業費の進捗率は少し落ちてしまうというような形で、そういうところからすると、例えばですけど、今のこの単純な数字で割り返すのは難しいですけど、年間 1%しか進まないと確実に 20 年、25 年かかるというような計算結果になるので、その数字がちょっと正しいかどうかは別として、10 年では終わらない。20 年とかそういったような形が感覚として出てくるんじゃないかなとは思っております。先だつての議会の答弁の中でも、市長がまだ 20 年、30 年かかってしまうんじゃないかみたいな発言もしておりましたので、実務レベルで感じる場所としては、行政レベルで感じる場所では、そういった数字というのが実感としてあるんじゃないかなと思っております。以上でございます。

■：そうすると、この計画がまた見直されるということが多々あるわけですよね、可能性として。どうなんでしょう。何年に一回見直すと。

山本：この豊田南地区については、今の事業施行期間を令和 10 年度までとさせていただいてはおりますけれども、その期間では終わらないと思いますので、当然延伸を掛けさせていただくことになると思います。その上で、例えばそれぞれ各箇所事業を合理的に進める方法はないか、早く終わる手順がないのかとか、あるいは合理化できる場所はないのかというところは今検討を進めているところで、その内容によってこういった改善案が出てきたとしたら、それを事業計画の変更という形で反映させていくことも考えられるかもしれません。ただ、そこはまだ明確にはなってございません。

■：その事業計画の変更というのを何年にするとかいう予定といたしますか、そういうのはないんですか。例えば、10 年まではこれで行くわけですよね。

山本：はい。

■：これで間違いなく行くわけですけども、それ以降は分からないということですね。

山本：まさにそうです。10 年まではこれで進めないといけません。例えば 10 年に事業計画を変えとなると、おそらく令和 8 年ぐらいから準備していかないとはいけませんので、それに向けてその検討は進めていくと。そんな感じになると思います。

■：そうですか。分かりました。結構です。

■：すみません、私も。追い打ちをかけるようで申し訳ないですけど、事業の金額ベースで 76.8%ですけども、この図面を見て、面積的に見たら 76%ってあるわけがない。白いところがこんなに残っているんだから。そうしますと、この区画整理事業が始まって 40 数年前、私も 30 代のときにこの話を聞いて、令和 10 年度で終わってしまうと。この 40 年間事業をやっている、途中で変更なんかがあったのは百も承知でいますけども、令和 10 年にこの区画整理事業があと数%しかできないとして、これを見直さなかったら、また同じことを 40 年かかってしまうんじゃない

いかというのが、地元の間人も不安があると思うんですね。ですから、この残っている白いところの部分が終わってないんですから、これは8年度から今計画を見直すということですが、ここ数十年でやってできないことをまた同じことをやっていたら、焼き回しで同じことでまたできないんじゃないですかというのが地元の意見。普通の考えでは、今までできないことをまた同じ計画やってどうするのという話が絶対出てくると思うんですよ。これは絶対見直しを都市計画課、日野市の区画整理課がやるのか、あとはコンサルか何か入れるのか知らないですけども、できないものをまたできないということでやっていったら同じことなので。ぜひ令和8年から計画がスタートするということで見直されるということであれば、地元の人が納得できるような、これなら5年まで我慢できるかなとか、あと3年間経つとこうなるのかなというような見える形をぜひ示してほしいんですよ。これは多分、ここを地元に行っている人の総意だと思うんだけどね。これを心に決めていただいて、ちょっと言葉は難しいかもしれないですけど、ぜひこの残っているところを終わらせるような計画を実施してもらいたいなと私は思うんですけど、いかがでしょうかね。

山本：事務局でございます。おそらく全ての要望に対して、例えばこの瞬間全て解決できるというものではないと思います。令和10年度に例えば事業計画を変更したとしても、全てはその中で反映できないかもしれませんが、引き続き皆さんの意見をいただきながら、そのタイミングでできる中での変更といったところを、それぞれのタイミングでチャレンジしていきたいと思っておりますので、順次皆様にご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

■：はい、分かりました。

会代理：ほかに予算のことで、今のお話のとおり難しいんですけども、進捗がないというのは問題分かりますと思うんですが、ほかに何か質問・質疑ありますでしょうかね。

■：いいですか。今、借入金とか借金返しがあるようなお話を聞いたんですけども、どこから借りているんですか。

山本：銀行などから借り入れしています。また、東京都なり国なりの基金、借りる先はそういう公共団体からの借入れもございます。過去に先行買収といいますか、減歩緩和をするために取得した用地、その購入費としてその起債といいますか、債券を発行してお金を頂戴しているという状況でございます。

■：ということは、それは金利は結構高い金利を借りているんですか。

山本：今の段階ではあまり高い金額ではないです。市中の低めの金額で借りることができております。

■：もし、変な話だけど、本当に区画整理をみんなにより良くしようとすると、言い方はおかしいけど、市債じゃないけど、みんながお金もつと出したら、今銀行から

いくらで借りているか知らないけど、そういう民間というか我々のお金を貸してください、それこそ低利で出資してくださいぐらいのことができて、安く借りて、それでどんどんこれが進むならば、市から借りたり政府から借りているか、どこかよく分かっていないんだけど、何%で借りて、どうのこうの、その数字をよくするために我々の力も借りるといようなことができて、これが合うならばもっといいよな。

会代：そうですね、はい。どうですか、事務局は。

山本：そういったお言葉はありがたいと思います。事業推進の力にしていきたいと思います。今借り入れていて返済している2億5,000万は、令和9年度までには全て返し終わるとい計画で今おりますので、財政再建期間に合わせて借金を減らして基金をしっかりと確保するといところで、今そのバランスのとり方といのをやっているところですので、その上で令和10年以降事業量を増やさないといけない。事業完了に向けて事業量を増やすといタイミングで、そういった借金ができるかどうかといチャレンジをまた次は検討していくかなと思います。ただ、借り入れてしまうと返済の費用が結果的に整備費に回らないことになってしまいますので、そのバランスもちょっと取りながら考えていきたいとい思いますので、よろしくお願いたします。

■：ちょっとよろしいですか。区画整理事業とい目で見ると、事業の完了について非常に重要なのが保留地の処分なんですよ。これ、この地図だけ見ても、黄色い色が仮換地指定が終わっている地区なんですよ。周りが全部仮換地指定が終わっているところで、緑の保留地の未諮問のところ結構あるんですね。ですから、市のほうとしてはこれを順次どこかで、この保留地は何かといと、この事業に使うためにつくった土地なわけですよ。この事業に使っているんです。これをうまく、今は市の予算は使えないわけですから、今日見ていただいたような保留地のところをうまくやるようなことを市に考えていただくといのが取りあえずは大事なんじゃないかなと。

会代：そうですね。車に「日野市は土地を売っています」といのをよく見かけるんですけども、その辺のことも含めてどうでしょうね、事務局。

山本：事務局でございます。今おっしゃるとおり、売れる保留地をつくり出すといところが非常に大事だと思っております。財政再建期間中ではあるんですけども、自主財源として使える保留地をいかに生み出すかとい事業展開を考えていかないといけないと思っております。財政再建期間中でもそういった保留地を売り出せるエリアを開拓といいますか事業着手していくといところを今検討を進めているところですよ。例えばですけども、ここの図面でいくと駅前広場の西側のエリアは仮換地指定の諮問はさせていただいているんですけど、築造がまだでき

ていないエリアです。ですので、このエリアで保留地はまだ処分できないという状況ですので、ここの部分について事業展開ができないかというところの検討が必要かなと思っています。また、図面でいくと左下のところ、3・3・2号線と浅川あるいは平山橋に囲まれたエリア、このエリアの部分も指定諮問はバイパスの先行整備をしないとイケないといったようなところもあって、先行してその仮換地指定をしているというところもありますけれども、ここもまだ実際その中の部分、バイパスはできたんですけど、それより中の部分はまだ整備着手できていません。なので、ここのエリアも整備着手できるかどうかといったところを検討していかないといけないエリアです。そうすると保留地ができてきますので、事業費の回収といったところが見込めるかなと思っています。一方で、そのエリアに入っていくにしても、当面の資金をいかに調達するかというところが必要になってきます。そこは今現状では、市の繰入金というか市からの繰入金に頼らざるを得ないところもありますので、その部分をバランスを取って、次にどのエリアに入っていくのかというのを詰めていきたいと思っていますので、引き続きご指摘のとおりに視点を持って進めていきたいと思っています。

会代理：ありがとうございます。お話のとおり、保留地の売出しを本当に積極的にやっていただいて、予算に回していただきたいというのが希望だと思います。ほかにありませんかね。質問が終わりましたので、ただいまから工事の説明をお願いいたします。

大野：私から令和5年度の工事と来年度、先ほどちょっと水路のほうはご説明させていただきましたので、水路以外のところの来年度の工事につきましてご説明させていただきます。まず令和5年度につきましては、駅周辺の整備と、あと、ねぐるみ坂の入り口から寺坂まで、駐輪場が2か所ある細い道路なんですけれども、ここについて舗装工事をさせていただきました。駅前につきましては、先ほど来7棟の移転及び移転のための整地、それと、あと、一番大きいのは交通の切替えをさせていただいておりますので、そのあたりを説明させていただきます。こちらが今豊田の駅の階段側でして、南口の昇降の階段です。従来この赤い点線、こちらがねぐるみ坂から来て、赤い点線の通りがありました。これが86街区で、これが3・4・15号線ですね。この赤い点線のところを従来ご利用いただいていたんですけども、この86街区の北側に交通を振り替えて、このあたりの移転を進めるというような形で交通を切り替えさせていただきました。従来ここの部分は一方通行でしたので、この交通の機能はこういう通りで両側通行で確保しつつ、ここの一方通行は警察との協議の中で、ここで車を出さしてしまうと危ないだろうというところで、ここは一方通行のままでここの両側の交通を確保したというところがございます。それとあと、86街区の東側につきましても、交通開放・供用させていた

山本：おそらく [] と思っておりまして、必要に応じて土地所有者とのコンタクトは取っていかないといけないと思っておりますので、継続して先方とお話をさせていただこうと思っています。 []
[] というようになっております。

[]：あれが通る予定もあるし。

[]：3・4・15号線の問題がありますのと。

[]：すぐその下のところもそうだよな。 [] の持ち物だよ。そのもっと手前。

大野：このあたりですね。そうですね。この法面のところも [] ですね。

[]：そのもっと下もそう。自転車の預かり場の前のところ。そこら辺のところのあれも [] のものだよな。 [] のもの。

山本：ちょっと全ての情報は分かりませんが、 [] が持っているのは [] 街区だけで、それが [] というところが持っているところがほかにあるというふうには聞いています。特定の場所が分からないので、すみません、あれですけれども。

[]：うまく [] していただければいいかなと思うんですけどもね。

会理：はい、分かりました。ほかにありますかね。工事の説明が2つほどありましたけれども。

[]：工事の説明でもし言わせてもらえるならば、寺坂に向ける細い道があって、あの狭いところを草木じゃなくて植木みたいな枝が出ているところがあるんだよな。それを30cmでもちょっと刈ってもらえば、車が通るのもうんと楽なんだよね。

大野：あの舗装を打ち換えたところですか。

[]：舗装したところでしょう？

[]：自転車預かり場のところから駅に向かいます。駅に向かうためには細い道を通るんですけども、東京ガスのそのところを抜けるところの両脇の立ち木の枝とかそういうやつだよな。あれを少しでもいいから刈り込んでもらえると。実際には茂って出ているんだな。それをちょっとでも刈ってもらえれば。あまりにもしゃくだから、やっていいよって言われたら俺でもやりたいぐらいなんだけど。だから、道路にかかっているものは切り落としてもらえるならありがたいかな。ほかの難しいこと言う前にそれをやってくれたほうが。先が長過ぎるから。

大野：よろしいですか。すみません、民地の枝だと、道路に出ている勝手には切れないんですね。

[]：難しい。だから、やらないんだよ。

大野：所有者の方に働きかけをしていくという形になると思いますので。

[]：ぜひぜひ。

大野：分かりました。それはご要望として承ります。

■：それをやると見通しもよくなるし。あそこだと、5cm、10cm、30cm 違うと、車が通り抜けるのが大分楽になる。

大野：分かりました。勝手にはできないので、所有者の方とお話しするような形になると思います。

■：お願いします。

山本：すみません、ちょっとよろしいですか。令和6年度工事に関連してですけれども、黒川踏切歩行空間確保のための拡幅工事のお知らせというのがお手元にございます。これは令和6年度に、この黒川踏切の歩行空間を拡幅する工事が実際現地で始まります。これまでもいろいろ作業をやっていたんですけれども、現地で始まりますので、その概要を説明した資料でございますので、これは近隣の自治会にはお配りしているものですので、情報提供させていただきますので、よろしく願いします。

■：ありがとうございました。これ私も今見たんですけれども、踏切の中に基礎が打ってありましたね。少しずつ進んでいるのは通ったときに確認はしました。信号機の基礎みたいな感じで打ってあるんですね。

山本：そうですね。

■：分かりました。これはぜひ住民の方も知りたかったことだと思います。ありがとうございました。

銀代：工事の説明が今終わりましたけれども、何か意見ありますでしょうか。質問がないようですから、本日の議題は全て終了しましたので、審議会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

全員：ありがとうございました。

【閉会 16:01】

この議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを認め、ここに署名します。

令和6年(2024年) 5月 17日

会 長

内田 俊夫

会長代理

村野 弘幸

署名委員

石井 吉弘

署名委員

萩原 章介